

リタル場合ニ於テハ其ノ概況ヲ鑛山監督局言ニ急報スベシ
前項以外ノ災害事變ニ因リ死者、重傷者(症狀重篤ナル者及四週日以上休業見込ノ者)若ハ五人以上ノ負傷者(三日以上休業見込ノ者)ヲ生ジタル場合又ハ死傷者ヲ生ゼザルトキト雖モ作業ノ全部若ハ一部ヲ休止シタル場合亦前項ニ同ジ

前二項ノ災害事變ニ付テハ其ノ經過及之ニ對スル處置ノ詳細ヲ様式第一號ニ依リ鑛山監督局長ニ届出ヅベシ

第七十四條¹⁾ 死傷病者ニ付テハ様式第二號ニ依リ鑛坑監督局長ニ届出ヅベシ

第七十五條²⁾ 本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令中鑛夫ノ遵守スベキ規定ハ其ノ要領ヲ平易ニ記シ之ヲ見易キ場所ニ揭示スル等鑛夫ニ周知セシムル方法ヲ講ズベシ

鑛山監督局長ノ處分

第七十六條³⁾ 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ建設物、工作物其ノ他ノ設備ニ付改造、修理其ノ他適當ナル處置ヲ命ズルコトヲ得

第七十七條⁴⁾ 鑛山監督局長ハ鑛業法第七十二條第一項若ハ第七十四條ニ基ク商工大臣ノ命令又ハ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ヲ執行スル爲必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第七十八條⁵⁾ 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ坑口ノ開鑿、坑道ノ掘進、鑛物ノ掘採若ハ捨石、鑛滓、坑水、廢水、鑛煙、瓦斯ノ處理又ハ衛生上ノ施設ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

罰 則

第七十九條⁶⁾ 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者ハ鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業

1) 死傷病者ノ届出 2) 規則ノ周知方法 3) 工作物ノ改造修理

4) 執行處分 5) 職權處分 6) 違反者ノ處罰

權者ヲ除クノ外三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八十條¹⁾ 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八十一條²⁾ 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十二條³⁾ 技術管理者ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國ノ鑛業

第八十三條⁴⁾ 本則ハ第七十九條乃至第八十二條ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

附 則

本則ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ稼行スル鑛山ニシテ第一條第二項ノ規定ニ該當スルモノニ在リテハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ本則施行ノ日ヨリ一年間技術管理者ヲ選任セザルコトヲ得本則施行ノ際現ニ稼行スル鑛山ニ付テハ第十二條、第二十六條、第三十七條第三項、第五十七條乃至第五

1) 監督者ノ處罰 2) 鑛業代理人ノ處罰 3) 技術範理者ノ處罰

4) 國ノ鑛業

十九條、第六十一條、第六十三條及第六十四條ノ規定並ニ第四十九條第二項中防火施設ニ關スル規定ハ本則施行ノ日ヨリ一年間之ヲ適用セズ但シ第二十六條ノ規定ハ石炭坑爆發取締規則ノ適用ヲ受クル鑛山ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本則施行ノ際現ニ存スル鑛夫住宅ニ付テハ第六十七條第一項第二號ノ規定ハ之ヲ適用セズ、同條第一項第一號、第三號乃至第七號及第二項ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ三年間之ヲ適用セズ

舊則ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際現ニ存スル第五十五條第一項ノ工作物ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リテ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ工作物ハ舊則ノ規定ニ依リテ認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノヲ除クノ外本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ第五十五條第一項ニ掲グル事項ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際現ニ存スル第五十六條ノ工作物ニ付テハ舊則ニ依リテ届出ヲ爲シタルモノヲ除クノ外本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ同條ニ掲グル事項(鑛夫住宅ニ付テハ同條第五號(九)ノ事項ヲ除ク)ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ヅベシ

石炭坑爆發取締規則

昭和四年十一月十六日
商工省令第二十二號

第一條 ¹⁾ 可燃性瓦斯又ハ乾燥炭塵存スル石炭坑ニシテ商工大臣ノ指定スルモノニ付テハ鑛業警察規則ノ外本則ヲ適用ス

第二條 ²⁾ 通氣(局部通氣ヲ除ク)ハ扇風機ニ依リテ之ヲ爲スベシ
前項ノ扇風機ハ之ヲ坑外ニ設クベシ

第一項ノ扇風機廻轉計又ハ自記電流計及自記氣壓測定器又ハ自記風速測定器ヲ備付ケ其ノ示度ニ異常アルトキハ遲滞ナク適當ナル處置ヲ爲スベシ

第三條 ³⁾ 入氣坑及排氣坑ハ各別ニ之ヲ設クベシ

第四條 ⁴⁾ 入氣坑口ニ於ケル通氣量ハ坑内ニ於テ同時ニ就業スル鑛夫ノ一日中ノ最大數ヲ標準トシ一人ニ付一分間三立方メートル以上ト爲スベシ

第五條 ⁵⁾ 坑内ニ於ケル通氣速度ハ一分間四百五十メートル以下ト爲スベシ但シ堅坑及通氣専用坑道ニ於テハ一分間六百メートル迄之ヲ増加スルコトヲ得

第六條 ⁶⁾ 排氣坑口ニ於ケル排氣中ノ可燃性瓦斯含有率ハ千分ノ五以下ト爲スベシ

第七條 ⁷⁾ 入氣堅坑、排氣堅坑間又ハ主要入氣坑道、主要排氣坑道間ヲ連絡スル坑道ニハ遮斷用ノ壁若ハ戸ヲ設クベシ

前項ノ壁若ハ戸ハ堅牢ニシテ漏風ノ虞ナキモノト爲シ且戸ハ相當ノ間隔ヲ置キ二箇以上設クベシ

主要風橋ハ堅牢ニシテ漏風ノ虞ナキモノト爲スベシ

第八條 ⁸⁾ 交通頻繁ナル坑道及主要通氣坑道ニ設ケタル通氣戸ハ相當

1) 適用範圍 2) 通氣方法 3) 入排氣坑 4) 通氣量ノ制限
5) 通氣速度ノ制限 6) 排氣中瓦斯量ノ制限
7) 通氣遮斷壁ノ構造 8) 通氣戸

ノ間隔ヲ置キ三箇以上ト爲シ自働閉鎖裝置ヲ備ヘザルモノニ付テハ番人ヲ置クベシ

第九條 ¹⁾石炭層中ニ坑道ヲ掘進スル場合ニ於テハ張出其ノ他之ニ類スル通氣裝置ハ長サ九十メートル以下ト爲スベシ

第十條 ²⁾可燃性瓦斯若ハ炭塵多量ニ存スル採掘跡又ハ自然發火ノ虞アル採掘跡ニハ充填、密閉、通氣其ノ他適當ナル處置ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ通氣ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ排氣ハ切端又ハ交通頻繁ナル坑道ヲ通過セシムルコトヲ得ズ

第十一條 ³⁾鑛業警察規則第二十二條第一項ノ測定ハ鑛夫ノ入坑時前三時間以内ニ之ヲ爲スベシ

第十二條 ⁴⁾坑内保安係員ハ總入氣量及總排氣量ヲ毎日、分流入氣量及分流排氣量ヲ七日毎ニ測定スベシ但シ通氣ニ異常アリト認ムルトキ又ハ通氣系統ヲ變更シタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ
前項ノ測定ノ結果ハ之ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第十三條 ⁵⁾坑内保安係員ハ坑内ニ於ケル通氣ノ方向又ハ分配ニ異常アリト認ムルトキハ遲滯ナク適當ナル處置ヲ爲シ之ヲ保安日誌ニ記入スベシ

第十四條 ⁶⁾鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ一分流通氣區ニ於ケル切端數又ハ就業鑛夫數ヲ制限スルコトヲ得

第十五條 ⁷⁾鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ通氣ノ獨立、分流方法ノ變更、通氣坑道ノ開鑿又ハ扇風機用豫備原動機若ハ豫備扇風機ノ設置其ノ他通氣ニ關スル必要ナル處置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 ⁸⁾乾燥炭塵存スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ
一 乾燥炭塵存スル坑道ニハ撒水又ハ岩粉ノ撒布ヲ爲スコト乾燥

1) 張出延長ノ制限 2) 採炭跡ノ處置 3) 瓦斯測定時期ノ制限
4) 入排氣量ノ測定 5) 通氣異常ノ場合ノ處置
6) 切端數、鑛夫數ノ制限 7) 通氣ニ關スル處置ノ命令
8) 乾燥炭塵ノ處置

炭塵發生シ易キ切端ニ於テ採炭ヲ爲ストキ其ノ切端ニ付亦同ジ

- 二 坑道ニ存スル炭塵ハ之ヲ掃除スルコト
三 切端ヨリ車道ニ石炭ヲ搬出スル器具、裝置又ハ方法ニシテ石炭ヲ散逸セシメ又ハ著シク炭塵ヲ飛散セシムルモノニ付テハ適當ナル豫防方法ヲ講ズルコト坑内ニ使用スル炭車ニ付亦同ジ
四 扇附炭車ハ坑内ニ於テ之ヲ使用セザルコト
五 炭車ニ積載シタル石炭ニハ坑内ノ適當ナル場所ニ於テ其ノ全面ニ撒水スルコト
六 選炭場ハ入氣坑口ニ接近シテ之ヲ設ケザルコト

前項第一號及第二號ニ掲グル事項ノ施行方法ニ付テハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 ¹⁾鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ爆發ノ傳播ヲ防止スル爲岩粉地帯又ハ濕潤地帯ノ設置其ノ他適當ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 ²⁾鑛業權者ハ坑内ニ於テ使用スル爆發藥雷管導火線又ハ電氣點火器ノ種類ヲ豫メ鑛山監督局長ニ届出ツベシ

第十九條 ³⁾鑛業權者ハ發破係員ヲ選任スベシ

第二十條 ⁴⁾坑内ニ於テハ携帯用燈火トシテ安全燈及携帯用安全電燈以外ノモノヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十一條 ⁵⁾坑内保安係員又ハ發破係員ハ坑内ニ於テハ揮發油安全燈又ハ可燃性瓦斯檢定器ヲ携帯スベシ

第二十二條 ⁶⁾安全燈ハ一日ノ入坑鑛夫中安全燈ヲ使用スル者ヲ通算シタル數以上ノ箇數ヲ備付クベシ

鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ前番方ニ

1) 爆發傳播ノ防止 2) 爆藥類ノ届出 3) 發破係員ノ選任
4) 携帯用燈火ノ制限 5) 瓦斯檢定用具ノ携帯 6) 安全燈備付數

使用セシメタル安全燈ハ之ヲ次番方ニ使用セシムルコトヲ得ズ。

第二十三條 入坑者ニ付テハ入坑ノ都度坑口ニ於テ發火具、喫煙具又ハ煙草等ノ有無ニ付キ携帶品ヲ検査スベシ

第二十四條 新ニ採用シタル鑛夫ニハ可燃性瓦斯又ハ乾燥炭塵ノ爆發豫防ニ關スル事項ヲ説示スベシ

可燃性瓦斯又ハ乾燥炭塵存スル石炭坑ノ坑内作業ニ經驗ナキ鑛夫ハ其ノ作業ニ熟練シタル者ノ指導ヲ受ケ三十日以上實習ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ單獨ニ坑内作業ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第二十五條 坑内保安係員一人ノ監督スベキ鑛夫數ハ七十人以下ト爲スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ百人迄之ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 可燃性瓦斯又ハ乾燥炭塵ノ爆發ニ備フル爲救護隊ヲ設クベシ但シ二以上ノ石炭坑ヲ通ジテ之ヲ設ケ又ハ他ノ鑛業權者ト共同シテ之ヲ設クルコトヲ妨グズ

救護隊ノ組織及練習課程並ニ主要ナル器具、機械、用品ノ種類及數量ニ付テハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 鑛山監督局長ハ實地ノ狀況ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケ本則ノ規定ノ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第二十八條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ通氣量、可燃性瓦斯含有率、通氣裝置又ハ鑛夫數ニ付第四條、第六條、第九條、第二十五條鑛業警察規則第二十三條第一項及第三十五條第二項第二號ノ規定ニ拘ラズ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 鑛山監督局長已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ實地ノ狀況ニ依リ第一條ノ指定後一年以内ニ於テ期間ヲ定メ第二條

1) 携帶品検査 2) 鑛夫ノ指導 3) 係員受持鑛夫數ノ制限
4) 救護隊ノ設置 5) 適用ノ除外 6) 職權ニ依ル制限
7) 適用ノ斟酌

乃至第十條、第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得

前項ノ斟酌ヲ受ケントスル者ハ第一條ノ指定アリタル後二十日以内ニ適用斟酌ノ申請ヲ爲スベシ

第三十條 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者ハ鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ヲ除クノ外三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ非ズ

第三十二條 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 技術管理者ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 本則ハ第三十條乃至第三十三條ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

附 則

本則ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

1) 違反者ノ處罰 2) 監督者ノ處罰 3) 鑛業代理人ノ處罰
4) 技術管理者ノ處罰 5) 國ノ鑛業

舊則 = 依リテ爲シタル處分手續其ノ他ノ行爲ハ本則 = 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本則 = 依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

—〔完〕—

索引

跡瓦斯	125	エマーゼンシー・ランプ	42
アーベル氏試験法	100	お	
安全燈	30	オルメロッド自動脱網装置	81
要部の構造	36	か	
火焰の動搖	38	海底探掘	107
掃除及検査	39	ガスインターフェロメーター	25
安全爆藥	46	瓦斯検定燈	23
火焰の温度	50	火藥類による變災	99
安全度試験	51	品質の検査	100
爆發力	52	貯藏及配給	101
装填及點火	57	使用上の注意	101
い		炭粉撒布法	69
一次電池携帯電燈	41	き	
一酸化炭素瓦斯	122	救助作業	126
う		空氣送流管式呼吸装置	126
ウエッグ救命器	130	酸素携帯式呼吸装置	126
ウルフ安全燈	35	壓搾酸素式救命器	127
ウルフ安全電燈	43	酸素供給量の自動調節	130
ウキットモア—捲過防止装置	76	酸素詰替唧筒	132
梅印ダイナマイト	48	液體空氣式携帯呼吸装置	132
運搬中に起る變災	90	酸素化合物を使用する装置	133
主なる事故	4	蘇生機	135
函止	92	練習	136
え		汽罐の注意	142
エバントーマス安全燈	34	ギップ式救命器	130
		局部通風	140
		キング安全器	82

く

グレーホフメングスフユツ
ター装置 78

クラニー燈 31

グレー燈 34

クロース氏檢定燈 24

け

携帯安全燈 30

携帯電燈 40

こ

坑内浸水 107

舊坑に對する注意 107

温泉の流出 109

セメント法 112

坑内火災 114

原因 114

絶縁油の發火 115

火災豫防上の注意 117

火災に對する處置 118

密閉消火法 118

満水消火法 119

さ

撒水法 67

し

シーグ安全電燈 42

シエノー檢定燈 23

自然發火 116

自働捲過防止装置 76

自働脱綱鈎 81

自働捕捉器 84

シヨ-瓦斯機械 20

硝安ダイナマイト 48

硝安爆藥 48

す

ストークス氏檢定燈 24

そ

蘇生機 135

た

豎坑に於ける變災 74

捲過に對する装置 75

綱の切斷に對する注意 82

炭酸瓦斯 121

炭塵の爆發 61

炭塵 61

爆發危險の程度 61

爆發に適する分量 63

點火溫度 63

爆發の威力 64

點火の原因 65

試験坑道 65

炭塵量の輕減 66

爆發範圍の局限 71

ち

地表の變災 142

つ

通氣 138

氣流抵抗の増加 138

抵抗増加の回避 139

扇風機の聯合運轉 139

漏氣 140

て

デビー燈 30

電火 57

電線の火花 58

電氣開閉器 58

電動機 59

常設白熱電燈 60

電氣安全燈 40

電氣捲過防止装置 80

電撃 104

適當なる電壓 104

電線 105

電動機の注意 106

感電者の救助法 106

と

トローツル鉛燭試験 52

ドレーゲル式救命器 128

は

ニッフエ電氣安全燈 44

ね

ネリツセン檢定器 26

は

バーレル瓦斯檢定器 18

バウマン式装置 77

爆發 11

大爆發表 11

我國の爆發 12

爆發瓦斯 13

瓦斯の性質 14

檢定 17

分析 18

引火極度を應用せる檢定 19

火焰に及ぼす變化に依て檢定
する方法 20

物理的性質による檢定法 25

ハーバー瓦斯管 28

爆發の原因 29

發破瓦斯 125

パネルシステム 141

ひ

堰壁 111

非常門扇 113

ピラー氏檢定燈 23

ふ

不良空氣 121

プロト-式救命器 129

ほ

保安取締 144

帽子式安全電燈 44

ま

捲過に對する装置 75

捲網ソケット 84

マツギー氏インヂケ-ター 21

マルソー燈 33

み

ミューゼラー燈 32

む

蒸梓 110

ら		り	
落磐	5	リーピング瓦斯検定器	28
原因	6		
注意	6	る	
支柱法数例	7	ル・シヤテリエー燃焼管	19
坑夫の取締	10	ルモー式装置	79

—〔完〕—

10.11.27

採 鑛 學 (第二卷) ・ 定價金貳圓七拾錢

昭和二年一月七日印刷 昭和二年一月十日發行
昭和十年十一月廿五日(改版)第一版印刷
昭和十年十二月一日(改版)第一版發行

著作權登録



著 者 永 積 純 次 郎

東京市日本橋區通二丁目六番地
發 行 者 丸 善 株 式 會 社
代表者 取締役 山崎信興

東京市牛込區櫻町七番地
印 刷 者 荒 屋 芳 郎

發 行 所


東京市日本橋區通二丁目
丸 善 株 式 會 社
(振替口座東京第五番)

大日本印刷株式會社櫻町工場・印刷

丸善株式會社

支店及出張所

東京市神田區小川町三丁目(駿河臺下) 振替口座(東京第二八—六番)	神 田 支 店
東京市芝區三田二丁目 振替口座(東京第一—八五二番)	三 田 出 張 所
東京市牛込區早稻田鶴卷町(早大正門前) 振替口座(東京第七五三七五番)	早 稻 田 出 張 所
東京市麹町區(丸ノ内ビルディング) 二階北通	丸 ノ 内 賣 店
大阪市東區博愛町四丁目 振替口座(大阪第七四番)	大 阪 支 店
神戸市神戶區明石町三十一番地 振替口座(大阪第六八六七七番)	神 戶 出 張 所
京都市中京區三條通麩屋町西入 振替口座(大阪第一七三番)	京 都 支 店
名古屋市中區榮町三丁目 振替口座(名古屋第一〇二九番)	名 古 屋 支 店
橫濱市中區辨天通二丁目 振替口座(東京第七四番)	橫 濱 支 店
福岡市博多上西町 振替口座(福岡第五〇〇〇番)	福 岡 支 店
仙臺市國分町五丁目 振替口座(仙臺第一五番)	仙 臺 支 店
札幌市北八條西四丁目 振替口座(小樽第一〇八〇〇番)	札 幌 出 張 所
京城府黃金町一丁目一六七番地 振替口座(京城第三四四番)	京 城 出 張 所



540-61



1200501501938

